附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十八号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、自然界に存する熱（地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したもの（次条第二項において「集約した地熱等」という。）を除く。）及び原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱とする。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に、「他人から供給された熱及び電気」を「使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及び前条に規定する熱を除き、集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）」に改める。

第五条第二項中「第二十二条第一項第一号、第三十三条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号」に改める。

第七条中「第二十八条第五項」を「第二十九条第五項」に、「第三十九条第五項」を「第四十一条第五項」に改める。

第八条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「第五十一条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改める。

第九条中「第八十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第十条中「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第十一条中「第百四条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項」を「第百八条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項及び第百四十六条第四項」に改める。

第十二条第一項中「第百九条第一項」を「第百十三条第一項」に、「第百五条第二号」を「第百九条第二号」に改め、同条第二項中「第百九条第一項」を「第百十三条第一項」に改める。

第十三条中「第百十二条第三項」を「第百十六条第四項」に、「第百十六条第三項」を「第百二十条第四項」に改める。

第十四条中「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に改める。

第十五条中「第百三十条第一項第二号」を「第百三十四条第一項第二号」に改める。

第十六条中「第百三十九条第一項」を「第百四十三条第一項」に改める。

第十七条中「第百四十三条」を「第百四十七条」に改める。

第十八条中「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同条第一号中「燃料を」を「化石燃料又は非化石燃料を」に改め、同条第二十八号中「五〇ボルト」を「五十ボルト」に改める。

第十九条中「第百四十六条第一項」を「第百五十条第一項」に改める。

第二十条中「第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項及び第百五十三条第三項」を「第百五十条第三項、第百五十二条第三項、第百五十五条第三項及び第百五十七条第三項」に改める。

第二十一条中「第百五十条第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第二号中「又は木製」を削る。

第二十二条中「第百五十一条第一項」を「第百五十五条第一項」に改める。